

# 災害時の住宅確保へ協定

## 県と3業界団体、締結

県は6日、災害時の被災者住宅の確保に万全を期すため、全国賃貸住宅経営者協会連合会と協定を締結した。また、県宅地建物取引業協会と全日本不動産協会県本部とは、すでに結んでいる協定を改定し、内容を拡充した。

経営者協会連合会とは▽災害時に貸し出し可能な賃貸の空き家情報を提供▽避難所などで相談窓口を開設して入居手続きをスムーズに行う、の2点を申し合わせた。県宅建協会と不動産協会県本部の協定には避難所での相談窓口開設に協力を求める項目を追加した。

県の常田功二土木部長と経営者協会連合会の小村利幸代表理事、宅地建物取引業協会の吉本重昭会長、不動産協会県本部の田井仁本部長が協定書を交わした。常田部長は「普段から災害時の態勢を確認し、万一の時に対応できるように準備したい」とあいさつした。



協定書を受け取る業界団体役員（右） 県庁

# 被災時住宅提供円滑に

## 県、3公益法人と協力協定

県は6日、災害時に被災した県民が賃貸住宅に円滑に入居できるよう、家主や不動産業者でつくる3つの公益社団法人と協定を結んだ。情報提供や手続き面での協力を受ける。



常田功二土木部長（左）と協定を結んだ3法人の代表者 県庁で

協会連合会の小村利幸副会長と、県宅地建物取引業協会の吉本重昭会長、全日本不動産協会県本部の田井仁本部長が、県庁で常田功二土木部長と結んだ。同連合会は、提供できる民間賃貸住宅の情報提供と、避難所での相談窓口開設やスムーズな手続きによる応急借り上げ住宅提供の2点で協力する。

残る2法人はすでに災害協定を結んでおり、新たに住宅提供の協力を加えて改定した。

常田部長は訓練への参加を促し「万一の時迅速に提供できるシス

(第3種郵便物認可)